

牛久市教育委員会 9月臨時会会議録

1. 日 時 平成27年9月28日(月)午後1時30分
2. 場 所 第3分庁舎会議室
3. 出席委員 後藤 雅宣・石井 美知夫・宮原 節子・芦田 亜里香・染谷 郁夫
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 川井 聡  
次長 中澤 勇仁  
教育総務課 課長 川真田 英行  
人事部長 川上 秀知  
人材育成課 次長兼課長 小川 茂生  
教育総務課 課長補佐 富田 真幸  
教育総務課 課長補佐 戸塚 美幸  
牛久第一中学校 学校事務職員 永島 達行
5. 会議録署名人 教育長 染谷 郁夫
6. 議 題 議案第50号 教育委員会職員の懲戒処分等について  
議案第48号 牛久市学校管理規則の一部を改正する規則について  
議案第49号 牛久市学校事務共同実施に関する規程の制定について

後藤委員長	(あ い さ つ)
後藤委員長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 石井 美知夫 委員を指名する。</p> <p>議案第50号について審議を行う前に本件に係る職員の退出を求めます。</p> <p>議案第50号「教育委員会職員の懲戒処分等について」ではありますが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき非公開にできる。</p> <p>本議案について非公開の賛否を諮る。</p> <p>全員賛成のため非公開に決定。</p>

後藤委員長	<p>以上で本委員会の非公開を解除します。</p> <p>議案第50号の審議が終わりましたので、関係職員の入室を認めます。</p>
後藤委員長	<p>ここで暫時休憩します。</p>
後藤委員長	<p>それでは、議事に戻ります。</p> <p>議案第48号「牛久市学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>「牛久市学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。</p> <p>今回2件あげている規則の改正と新たな規程の制定については、いずれも学校事務の共同実施ということでの制度の改正でございます。これについては、茨城県の方でも進めているところもあるのですが、複数の学校が共同で学校事務を行う体制を作って学校の事務職員が組織的な事務処理を行う、これまでは、各学校ごとに事務職員がそれぞれに事務処理を行ってきましたが、共同で処理することにより効率が上がったり、相互にチェックして間違い防止にもつながり、学校全体の効率化を図るということです。</p> <p>これについては、昨年度以来試行的にどういった組織が良いのか、どういった取り組みが良いのか検討しながら始めてきた部分がございますが、これを2学期から始めたいということで今回、臨時会に出させていただきます。</p> <p>組織についてですが、まず、共同実施の目的は、学校事務の適正化及び効率化並びに学校運営への支援を行うために、複数の学校に当該学校の学校事務の一部を共同で処理させることとでございます。組織を3階建ての組織にしています。一番上に学校事務共同実施協議会を設けます。これは共同実施に関するいろいろな取り決めを定めるところです。実施計画や、実施報告を審議するところと。共同実施組織、これは実際の実働部隊ですが、一番下の黒枠で囲んだ部分です。そこで所掌する事務を決めたりします。その他共同実施を進めていくにあたって必要と認められる事項をお互い提案して決めていこうというものです。</p> <p>構成員としては、教育委員会事務局も入った中で、校長先生の代表、教頭先生の代表、教務主任の代表、中体連、教研、あと、後ほどご説明しますが、この組織の中に設ける総括事務長、副総括事務長、グループ長といったようなメンバーを想定しております。</p> <p>次に、下の階層に共同実施企画会というものを設けます。これは、上の協議会と実働部隊を仲介するもので実働部隊からの代表も入っています。こちらの</p>

役割は、協議会を行うにあたっての会務を行うことと、共同実施する業務の企画調整を行うこと、その他共同実施組織の運営に関し必要と認めることとなっています。こちらは、下の実施組織の中から総括事務長、副総括事務長、グループ長ということでそれぞれの責任者を集めて話し合いの場にしようというものでございます。

一番下が共同実施組織という位置付けで、実際の実働部隊になります。共同事務組織の所掌事項は、事務職員が所掌する職務で、共同実施で行うにより効率化又は適正化が図れる業務、学校運営及び教育活動への支援、共同実施組織構成校の事務職員の研修に関する業務、その他共同実施で行うことが適当と認められる業務となっています。

実働部隊の長として総括事務長を置きます。これは市内小中学校13校ある中で一つ中心校というものを決めまして、そちらに総括事務長を置きます。これは牛久一中を予定しています。現在、牛久一中には2名の事務職員が配置されています。一中で総括事務長を1名設けまして、中心校以外の学校の中で1箇所副総括事務長、総括事務長を補佐する立場としてそれを定めるということでございます。あと、グループを3つに分けましてそれぞれ分担する業務、旅費であったり給与だったりを定め、それぞれにグループ長を置きます。総括事務長の役割としては、企画会の招集及び運営、グループ長及び連携校の事務職員への指導、助言、中心校、これは一中ですが、校長、企画員との連絡、調整、企画員とは、企画会のメンバーです。総括事務長、事務長になります。あとは、教育委員会、その他関係機関との連絡調整、実施組織の会議の招集及び運営、さらに、実施組織の事務の審査、実施組織の事務職員の役割分担を決めたり、必要な指導、助言。実施組織の事務職員の研修を企画・立案。各学校の所掌事務に関する簡易的定期的な調査報告についての処理。その他校長が必要と認める事務。こういったことについて総括事務長が処理することになります。

このようなことについて組織的な取り決めをしようということで、学校管理規則の一部改正、あとさらに、規程の方で後ほどになりますが新しく制定して事務処理について詳細について定めるということでございます。

なお、条文につきましては、総務課に提出するのが遅かったということもありますが、一度、総務課で審査を受けているのですが、最終的に若干の修正があるかもしれません。ただ、2学期より始めたいということもあり一度委員の皆様にご意見を伺って、修正があった部分については後ほど、持ち回りで承認をいただくということをお願いしたいと思います。

続けて、関連することですので、議案第49号についてご説明させていただきます。

こちらは、共同実施の規程になります。こちらはについては、新しく制定するものです。組織について、あと共同実施協議会、共同実施企画会、共同実施組織の所掌事項、総括事務長の職務、実施計画ということで、先ほど説明したことを条文で表したものです。これが組織としての詳細を定めた規定になります。

	<p>す。条文の説明としては、簡単ですが以上になります。</p>
後藤委員長	<p>規程のひな形のようなものはあったのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>他の市町村で既に実施しているところもありますので、それを参考にしました。</p>
宮原委員	<p>学校事務の効率化という面で、新しい体制とお聞きしましたが、今までと比べてどのようなメリットというか、どのように変わっていくのか具体的に説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>複数の事務職員で処理するようになりますので、誤りの防止に繋がり、また、相互に注意し合うことにもなります。</p>
牛久一中学校事務職員	<p>今までですと、1校に1人その業務を任されていた流れだったのですが、共同実施で相互に入り込みをしますし、学校独自の処理であったものが市内統一的なものに変わります。そうすると相互で見るのも見やすくなってきますし、教職員の処理も統一できるので、学校間で動いた場合にも問題なく処理できると考えています。</p>
芦田委員	<p>逆にデメリットはないのでしょうか。</p>
牛久一中学校事務職員	<p>去年、他の市町村でも携わってきたのですが、始まった当初は、深く関わるのでデメリットの部分は出てくると思いますが、月1回共同実施に係る会議を開催しますと効率的に処理する流れも出てきますので、デメリット感よりは、メリット感があると思います。</p>
後藤委員長	<p>これまで試行的に進めてきたということですが、この共同実施のグループはそのままでいくのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>グループごとに課題を設定していきまして、たとえばAグループが給与に関し</p>

	<p>て掘り下げをします。Bグループは、旅費について掘り下げをします。Cグループは、学校運営費について考えてみますということで、今年度当初からテーマを設けて考えています。</p>
後藤委員長	<p>議案第48号、議案第49号について、出席委員全員の賛成を得る。</p> <p>以上で審議事項は、終了します。</p> <p>続いて、協議事項について事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>次第には、無いのですが、指定校の変更基準について協議事項として挙げさせていただきました。</p> <p>お手元に「指定学校の変更基準及び区域外就学の承諾基準を定める告示」を配布させていただきました。こちらについては最終の変更が附則の一番最後にありますように平成26年2月17日に条文に変更を加えております。この時の変更内容は、部活動による指定校の変更がそれまでは基準にあったのですが、当時の議事録を確認してみますと、その理由でかなり動きが大きく出ることが危惧されており大規模校がさらに大規模校に小規模校がさらに小規模校に陥るところがありまして、部活動による指定校変更につきましては、基準から取り除いたところでございます。</p> <p>この部分については、毎年、何人かの保護者の方から申請があがってきますが、教育委員会としては規程に基づきまして却下している状況でございます。</p> <p>文科省の方ではそのあたりを弾力的にというような流れも窺がえるのですが、牛久市の各学校の状況、数人増えただけで校舎を改修して教室を増やさなければならない、また、奥野地区においては、児童・生徒が減ったことによって複式学級が危惧されることから、教育総務課としては、これまでどおりこの基準を堅持していきたいと考えているところです。このことにつきまして教育委員会としてのご意見等を再度お伺いしたいと思います。</p>
石井職務代理者	<p>この件は、主に牛久二中のことですか。</p>
教育総務課長	<p>具体的に申し上げますと二中の方で野球部があるのですが、子供達によっては、サッカーをやりたい、また、剣道をやりたいといった需要があります。そうした場合に二中ではできないので他の学校に行きたいということが当然出てきます。ただ、これを認め始めると部活が先なのか、学校を異動したいのが先なのかということになります。まあ、部活が先なのでしょうが、やはり、人数的に激減する恐れもあるといった中で、この基準については、今後も堅持して</p>

	<p>いくべきではないかと考えております。再度、ご議論いただきたいということで、協議事項にあげさせていただきます。</p>
後藤委員長	<p>指定校変更について、もう1度確認したいということは行政として当然だとしても、そこに対しての手当というものが両輪として存在しなければならないと思うが、他市町村では、どのようにしているのでしょうか。</p>
中澤次長	<p>自分が調べたところでは、神戸市、札幌市、盛岡市とかそういったところでは、最初から部活動による指定校変更を認めてはいません。最初から認めているところもありますし、途中で認めるように変わったところもあります。この近くでは、成田市などは、マンモス化する学校があるので、そこへ指定校変更を希望する場合には、部活動を理由にしては認めないといったところもありますし、様々です。ですから、部活動が理由による指定校変更をダメといているところもあれば、良いですよといているところもあるので、牛久市の場合は、奥野小と二中について地区の問題を抱えているところについては、心配です。実際、今年もそういった声があがっています。</p>
後藤委員長	<p>そもそも学校を移らなかったとしても部活の問題を解消できるような工夫をしている市町村はないのでしょうか。</p>
中澤次長	<p>これも調べたのですが、運動部でいうと中体連の問題があって、部活動をやったとしてもその在校生でなければ正式な試合にでられません。</p>
教育長	<p>例えば、二中にバレーボール部を作ったとして、部員が3人しかなくて二中では練習ができないので、一中といっしょに練習をしました。一中と二中で合同チームをつくらうとしても、一中に部員が6人以上いれば、合同チームは認められません。部員が一中3人、二中3人の場合は、認められます。こういう県のルールがあります。</p>
後藤委員長	<p>そうすると、行政としてできることは、みんな部活ができるくらい生徒を増やすことになりますか。</p>
教育長	<p>特認校制度で二中にくるのであればOKだということです。</p>

<p>教育部長</p>	<p>1週間くらい前の新聞にでていたのですけれど、学校教育の方が直接ではないのですが、スポーツ推進課の方で担当しているいわゆる地域型スポーツクラブの考え方ですね。新聞で紹介されたところについては、土日は完全に部活を行わないで地域型スポーツクラブでいろいろなスポーツをできるようにということで、地域の皆さんがいろいろな種目をやる、そこに中学生が入って練習をするという体制をつくっているということが、新聞にでていました。実際、牛久市にも地域型スポーツクラブを目指して牛久地区、岡田地区、奥野地区という名称は存在するのですが、正直、活動自体は、まだ、そこまでいっていませんので、そういうところでやるのは難しいかもしれません。今回、委員会の中でも話題に出ました奥野学園構想の中では、地域の皆さんにご協力いただいてそういう活動ができるようにと学力だけではなくて運動関係、そういう部活関係もやっていただけたらどうなんだろうねという話はでたことはでたのですが。</p> <p>部活という部分とはちょっと離れた話にはなってしまうのですが、実際そういう例があるというのは、この前新聞にでていました。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>特認校が許可になれば、児童・生徒数の不足は解消されるのでしょうか。</p>
<p>教育部長</p>	<p>特認校という制度を開始したとしても、現状を大幅に改善できるかということかなり厳しいと思います。</p>
<p>後藤委員長</p>	<p>指定校変更基準もいたしかたないということですが、保護者への説明としては、部活を理由としてのダメの一言では誤解をもたれてしまうので、行政としても一生懸命考えていることをうまく伝えることができれば良いと思います。</p>
<p>後藤委員長</p>	<p>以上で9月の臨時会を終了します。</p>
<p>後藤委員長</p>	<p>その他あればお願いします。</p> <p>中澤次長よりいじめ問題専門委員会の開催日程、内容について報告あり。</p>
<p>後藤委員長</p>	<p>以上で9月臨時会を終了します。</p> <p>次回定例会は10月19日（月）午後1時30分から分庁舎第1会議室で行います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>